

**公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト**  
**特別基金「アジア留学生等支援基金」**

**2026年度「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」**  
(インターン受入れ期間: 2026年8月12日～ 2027年 2月27日 計15～ 50日間)

**募 集 要 項**

**1. プログラムの趣旨**

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) は、アジア諸国の民間の自助努力に対して民間レベルで協力するために、1979年に設立された日本で最初のコミュニティ型の公益信託です。ACTは個人、団体、企業等によって設定された特別基金を基礎に、アジア各国の現地NGOや教育機関などの事業を支援しています。

2012年1月に設定された「アジア留学生等支援基金」(以下「本基金」という)は、日本の大学に在籍するアジアからの留学生(正規の大学生・大学院生)を対象としています。本基金の目的は、留学生が日本の民間非営利組織におけるインターンシップを通して、大学では得られない経験を積むことにあります。具体的には、日本社会の新しい動きや課題に取り組む現場での体験や、地域社会の人々との直接的な交流などを通じて、日本への理解を深めることを目指しています。さらに、留学生がインターンシップで習得した知見や技能を将来母国の社会で活用し、社会開発事業等の発展に資することも目的としています。これまでに、アジア15か国と地域からの留学生187名が、110団体でインターンを経験しました(2026年3月現在)。

本基金の目的に基づき、ACTはアジアからの留学生(大学生・大学院生)をインターンとして受入れ、体験学習の機会を提供する日本の市民組織(NGO/NPO)、その他民間非営利組織の事業を助成します。[本プログラムについてのウェブページ](#)

**2. 助成対象団体(申請資格)**

対象団体は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 社会開発等の公益活動に従事する**国内の民間非営利組織**であること。
- (2) インターン受入れ体制：
  - ◆ 意思決定機構(理事会など)が定期的に開催されており、適正に団体運営が行われていること。
  - ◆ 過去2年分の団体の事業報告書及び決算報告書をACT事務局に提出できること。
  - ◆ インターン指導者が2名以上いること。
  - ◆ 対面による実施を基本とするが、在宅業務・指導時はその体制が整備されていること。
- (3) 団体としての活動実績が3年以上あること。
- (4) 原則として(連続あるいは通算)3年以上、「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」から助成を受けていないこと。
- (5) 反社会的勢力ではないこと(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます)。

## ー インターン活動のイメージ

【例 1： アジアからのNGO職員を受け入れ、研修を実施している団体】

- ・ ワークショップ準備、英語記録係、翻訳作業
- ・ アジアからの研修生と日本人とのコミュニケーション担当
- ・ NGO 日常業務の体験

【例 2： 不登校の子どもを支援している団体】

- ・ 不登校の子どもを対象とした学習企画の補佐
- ・ 子どもの学習状況に関するデータ収集

【例 3： 環境保全活動を実施している団体】

- ・ 勉強会や啓発イベントの広報、当日の補佐
- ・ 自治体、企業、NPO などによる環境保全活動への参加

### 3. 助成対象事業

- ◆ 本基金は、NPO/NGO等の民間非営利組織が実施する社会開発事業等におけるインターンシップ・プログラムを対象とします。
- ◆ インターンとして活動する者は、アジアの開発途上国 (DAC援助受取国<sup>※1</sup>) から日本に留学し、日本の大学に在籍する留学生 (正規の大学生・大学院生)とします。
- ◆ 対象となる留学生は原則、1人/団体です。

※1：アジアの DAC 援助受取国は、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス、パキスタン、ベトナム、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、中国、フィリピン、モンゴル、マレーシア（「アジア」は外務省の分類に基づく）。

### 4. 助成対象期間（事業実施期間）

- ◆ 助成対象期間は、インターンシップの実施期間の長短にかかわらず、2026年8月12日から2027年2月27日までとします。なお、助成金の交付は2026年8月末までに行う予定ですが、採択団体（受入れ団体）との必要書類のやりとりにかかる場合は2026年9月以降になる可能性があります。
- ◆ インターンの助成対象日数は、最小15日、最大50日とします（例：週3日で10週（約2.5ヶ月間）も可能）。なお、大学の長期休暇などで連続して実施する場合の休日は除いた日数が対象となります。
- ◆ できる限り対面によるインターン育成指導を行ってください。

### 5. 助成額

- ◆ **1件当たり15～45万円程度**（15～25団体）。
- ◆ 助成金の受給者は、ACTに助成申請を行い、採択された受入れ団体です。
- ◆ 助成対象の経費、金額の上限などは「6. 助成対象となる経費」をご覧ください。

## 6. 助成対象となる経費

I. 事業直接費（要領収書）	
1) インターンの食費補助	2,500円/日（固定）（例：15日の場合、37,500円。50日の場合、125,000円） 半日（食事の時間を除く3.5時間を目安）の場合は1,250円。（団体の休日などインターンを行わない日は対象になりません。昼食の有無にかかわらず、留学生に支給してください。）
2) インターンの在宅業務に伴うインターネット通信費補助 （できる限り対面による指導を行ってください。）	インターネットとパソコンを活用したインターンの在宅業務を実施する場合で、インターンが自宅のインターネット通信費を自己負担している場合に限り、在宅業務実施日数に応じて、200円/日（固定）、半日の場合は、100円/日（固定）を支給することができます。
3) インターンの宿泊費	インターンが遠方において、インターン期間中、インターン実施地域付近に宿泊する必要がある場合に限る。 補助額の上限は10,000円/日（遠方で連続してインターンを実施する場合、休・祝日の宿泊費も可）
4) インターンの受入団体までの交通費	最も低い料金の交通手段を選ぶ。 遠方の場合、留学生の居住地と団体事務所の所在地（または宿泊場所）の移動に伴う交通費は、上限30,000円を目安とする（1回の往復分のみ）。 <u>ただし、往復ともに、他の目的を兼ねた移動は認められませんのでインターン候補者にその旨を事前に説明して了承を得てください。</u> なお、インターン期間中の滞在先と受入団体（例：ホテル⇔団体事務所）の往復交通費は上記上限額に含めず、別途計上してください。

5) インターンシップ実施上、必要な現場訪問（フィールド）に関わる交通費	他の目的を兼ねた交通費の計上は認められません。日本国外（海外）で活動する費用は対象外です。
6) 備品費	机、いす等、本インターン事業において必要な経費。上限20,000円。 なお、電子機器（デジタルカメラ、プリンターなど）の購入またはリースを希望する場合は、その用途をご記入の上、申請時点で見積書を提出してください。
7) インターンの傷害保険等加入費	上限 8,000円。
8) 予備費	申請時点で予算の見積もりが困難な経費。例えば、インターンが中心となって行うイベントの準備活動費など、申請時点で分かる範囲で内訳を記載してください。上限 20,000円。
<b>II. 事業管理費（領収書提出不要）</b>	
1) インターンの指導料	6,000円/日（固定）（例：15日の場合、90,000円。50日の場合、300,000円） 半日（3.5時間を目安）の場合は3,000円。 （ただし団体の休日などインターンを行わない日は対象になりません）
2) 消耗品費	文房具等、内容を記載してください。 上限 5,000円（*）
3) 団体の通信費	受入れ団体側にかかる通信費。上限5,000円（*）
4) コピー費	上限 5,000円（*）

\* できるだけ現実に即した見積もりをお願いします。

## 7. インターン候補者の選定方法

インターン候補の留学生は、貴団体（申請団体）が「（1）自ら候補者を探す」「（2）受入れ希望団体として登録し、ACT事務局からの紹介を受ける」のいずれかの方法で選定してください。

### （1）自ら候補者を探す場合

- ◆ 本募集要項をお読みの上、「10. 申請受付期間」に記載されている期日までに助成申請書を提出してください。

### （2）受入れ希望団体として登録し、ACT事務局からの紹介を受ける場合

- ◆ 「団体登録案内」を確認したうえで、2026年4月30日（木）までに「団体登録フォーム」（Googleフォーム）に必要事項を記入・送信してください<sup>※2</sup>。
- ◆ 登録情報を基に、主要情報を「登録団体リスト」にまとめ、インターンを希望する留学生等に共有します。登録留学生には、順次インターンを希望する団体を提出してもらいます。留学生による登録期間は2026年5月1日（金）から5月29日（金）を予定しています。
- ◆ 登録団体の活動分野に関心をもち、かつ、登録団体の活動地に近いところに居住する登録留学生がいる場合は、登録団体に対しても登録留学生を順次ご紹介します<sup>※3※4</sup>。
- ◆ 留学生と登録団体が同意した場合は、面談（オンライン可）を実施していただき、活動時期・内容・スケジュールを決定してください<sup>※5</sup>。
- ◆ 双方がインターン活動について合意した場合は、受入れ希望団体が「10. 申請受付期間」に記載されている期日までに助成申請書を提出してください。

※ 2：詳しくは「団体登録案内」をご参照ください。

※ 3：留学生から直接連絡があった場合は、ACT事務局までお知らせください。

※ 4：事情により留学生を紹介できない場合があるため、自力で候補者を探す準備を並行して行われることをおすすめします。

※ 5：ACT事務局はインターン活動の計画に関する詳細な調整には原則として介入しません。

## 8. 申請手続き（申請書類・提出方法）

### 【提出書類】

1. 助成申請書（ACT指定のExcelフォーム）
2. インターン候補の留学生の概要（ACT指定のExcelフォーム）
3. 事業予算書（ACT指定のExcelフォーム）
4. 団体の定款または会則
5. 団体のパンフレット、団体の目的・活動内容を紹介した資料
6. 直近の年度の団体の活動報告書および決算報告書（年次報告書可）

### 【提出方法】

- ◆ 上記書類1～6（原本）を郵送でACT事務局宛に提出して下さい。応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ◆ 同時に、上記書類のうち「助成申請書」「事業予算書」「インターン留学生の概要」のデジタル・データをEメールでACT事務局（asip-act@acc21.org）ま

でご提出ください。

**郵送書類の宛先：**

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト事務局

「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」担当 鈴木・村上

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館 1階ACC21 内

## 9. 申請受付期間

受付期間：2026年5月1日（金）～6月19日（金）

申請書（原本・郵送）の提出期限：**2026年6月19日（金）消印有効**

※デジタル・データは2026年6月19日（金）（日本時間）必着です。

## 10. 申請にあたっての注意事項、条件

- ◆ インターン実施中の事故や組織に対する損害（機器、機密漏えい等）、新型コロナウイルス感染症等の感染・発症について、公益信託アジア・コミュニティ・トラストは責任を負いません。様々な事故等に備え、インターンが「学生損害責任保険」や一般の傷害保険等へ加入されることをお勧めします。保険加入費は、ACT助成金へ申請することができます。
- ◆ 留学生がインターンの期間中、宿泊施設に宿泊する必要がある場合、当該留学生と協議・合意の上、受入れ団体が手配をしてください。宿泊費は、ACTへ申請することができます。
- ◆ 受入れ団体と留学生候補者との間で合意したインターン実施期間については、**留学生の個人的な理由（「母国に一時帰国する」など）で変更することは原則として認められません。留学生にも事前にその旨を確認してください。**
- ◆ インターンが遠方のために荷物を宅配便で送る場合の費用は、インターン個人で負担してください。
- ◆ インターンの通勤に必要な交通費については、出来る限り料金の安い経路で計算してください。インターン期間中、インターン留学生の都合で経路や交通費を変更することは原則として認められません。
- ◆ **事業終了時、残額がある場合、ACTIにご返金いただきます。その際の振込手数料は団体負担となります。**

## 11. 助成決定までの流れ（スケジュール）

2026年4月1日（水）～4月30日（木）	受入れを希望する団体の「団体登録フォーム」 （ <a href="#">Googleフォーム</a> ）登録期間 ※自ら留学生インターンを探す団体は登録不要
5月1日（金）～5月29日（金）	インターンを希望する留学生の登録期間 （ <a href="#">Googleフォーム</a> ）
5月1日（金）～6月19日（金）	マッチング（順次）
5月1日（金）～6月19日（金）	助成申請書提出期間 < 締切 > 原本・郵送：2026/6/19（金）消印有効 デジタル・データ：2026年6月19日（金）必着 （日本時間）
7月中旬	助成団体の選考
8月上旬	選考結果の通知
8月上旬～8月中旬	助成決定通知書の発行 助成採択団体による助成受諾書と助成金振込口座情報（団体口座）の提出

## 12. 選考方法

- ◆ 助成団体は、2026年7月中に予定されている公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）運営委員会によって審議、決定されます。

## 13. 選考結果の通知および助成条件書の締結

- ◆ 2026年8月上旬までに、選考結果を通知します。その際にACTで助成決定通知書を発行しますので、採択団体からは「助成受諾書」と「助成金振込口座情報（団体の口座）」をご提出いただきます。

## 14. 助成決定後の遵守事項

- ◆ 原則として、インターン受入れ期間が3ヶ月以上の場合、事業開始から3ヶ月が経った時点で、それまでの活動内容についての実施進捗報告書（インターンの指導活動報告書、会計報告書、インターン報告書）を提出していただきます。
- ◆ インターン受入れ期間が3ヶ月未満の場合、中間報告の提出は不要ですが、インターンシップを終了した月の翌月末までに完了報告書（インターンの指導活動報告、会計報告、写真報告）とインターン日報を提出して下さい。

## 15. 申請書提出および問い合わせ先（できる限りメールでお問い合わせください）

### 公益信託アジア・コミュニティ・トラスト事務局

「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」担当 鈴木・村上  
〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館1階 ACC21内  
TEL: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692 E-mail: [asip-act@acc21.org](mailto:asip-act@acc21.org)  
URL: <https://act-trust.org>

以上